

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026年8月1日

株式会社ジェイ・エス・ビー

2026 年 8 月 1 日

京都府京都市下京区因幡堂町 6 5 5 番地
株式会社ジェイ・エス・ビー
代表取締役 森 高 広

吸収合併に係る事後開示書類

株式会社ジェイ・エス・ビー（以下「当社」といいます。）および株式会社Mewc k e t（以下「Mewc k e t」といいます。）は、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Mewc k e tを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

Mewc k e tは当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

Mewc k e tは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

Mewc k e tは新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

Mewc k e tは、会社法第 789 条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる事項を 2026 年 6 月 15 日付の官報により公告を行うとともに 2026 年 6 月 8 日付で知れている債権者には各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を 2026 年 6 月 15 日付の官報および電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である 2026 年 8 月 1 日をもって、Mew c k e t から資産および負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本合併の効力発生日である 2026 年 8 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙：吸収合併に係る事前開示書類

次ページ以降のとおり。

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026年6月8日

株式会社ジェイ・エス・ビー
株式会社 M e w c k e t

2026 年 6 月 8 日

(吸収合併存続会社)
京都府京都市下京区因幡堂町 6 5 5 番地
株式会社ジェイ・エス・ビー
代表取締役 森 高 広

(吸収合併消滅会社)
東京都新宿区西新宿一丁目 6 番 1 号
株式会社Mewc k e t
代表取締役 諏 訪 原 亮 一

吸収合併に係る事前開示書類

株式会社ジェイ・エス・ビー（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社Mewc k e t（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で 2026 年 5 月 14 日付吸収合併契約を締結し、2026 年 8 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は吸収合併存続会社の下記W e b サイトよりご覧いただけます。

<https://www.jsb.co.jp/ir/library/securities/>

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙2のとおりです。

5. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重要な債務の負担
その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重要な債務の負担
その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日までに生じる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以降も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務について、履行の見込があるものと判断いたします。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1：吸収合併契約書

次ページ以降のとおり。

吸 收 合 併 契 約 書

株式会社ジェイ・エス・ビー（以下「甲」という。）及び株式会社Mewc k e t（以下「乙」という。）は、2026年5月14日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社ジェイ・エス・ビー

住所：京都府京都市下京区因幡堂町655番地

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社Mewc k e t

住所：東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

第3条（本件吸収合併の対価）

本件吸収合併は、甲と甲の完全子会社である乙との間の吸収合併であるため、甲は、本件吸収合併に際して、乙の株主に対して合併対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本件吸収合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 0円

(3) 利益準備金の額 0円

第5条（本件効力発生日）

本件吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026年8月1日とする。ただし、本件吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し、合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会等の承認）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本件吸収合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本件吸収合併を行う。

第7条（本件吸収合併の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本件効力発生日に至るまでの間において、本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本件吸収合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（準拠法及び管轄）

- 1 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第9条（協議）

本契約に記載のない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（条文以上）

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2026年 5月 14日

甲 京都府京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社ジェイ・エス・ビー
代表取締役 森 高 広

乙 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
株式会社Mewcket
代表取締役 諏訪原 亮 一

別紙２：吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降のとおり。

計 算 書 類

第 10 期

自 2024年11月 1 日
至 2025年10月31日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

株式会社M e w c k e t

貸借対照表
(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	70,126	流 動 負 債	1,719
現金及び預金	67,783	営業未払金	110
貯蔵品	2	未払金	677
前払費用	10	未払費用	16
未収入金	1,988	未払法人税等	915
未収消費税等	341		
固 定 資 産	0		
有形固定資産	0	負 債 合 計	1,719
器具備品	0	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	68,406
		資 本 金	122,229
		資 本 剰 余 金	122,129
		資 本 準 備 金	122,129
		利 益 剰 余 金	△175,952
		その他利益剰余金	△175,952
		繰越利益剰余金	△175,952
		純 資 産 合 計	68,406
資 産 合 計	70,126	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,126

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年11月1日から
2025年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,836
売上原価	5,462
売上総損失	3,625
販売費及び一般管理費	1,644
営業損失	5,270
営業外収益	
受取利息	100
雑収入	1
経常損失	5,168
税引前当期純損失	5,168
法人税、住民税及び事業税	△1,698
当期純損失	3,469

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年11月 1 日から
2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	122, 229	122, 129	△172, 482	△172, 482	71, 876	71, 876
事業年度中の 変 動 額						
当 期 純 損 失			△3, 469	△3, 469	△3, 469	△3, 469
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	△3, 469	△3, 469	△3, 469	△3, 469
当 期 末 残 高	122, 229	122, 229	△175, 952	△175, 952	68, 406	68, 406

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります
器具備品 3～4年

- ② 無形固定資産

定額法

2. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,046 円 93 銭
一株当たり当期純利益金額	△154 円 55 銭

3. その他の注記

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

計算書類に係る附属明細書

第 10 期

自 2024年11月 1 日
至 2025年10月31日

株式会社M e w c k e t

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	器具備品	0	—	—	—	0	2,015	2,015
	計	0	—	—	—	0	2,015	2,015

2. 引当金の明細

該当事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
業務委託費	227	
租税公課	1,345	
支払手数料	72	
計	1,644	